



第三節 弥富町間之川・功德碑

明治十七年（一八八四）九月 弥富町の間之川を塞ぐ許可を申請し許可され、黒川治愿土木課長、伊藤正が施工監督し、翌十八年完成した。

⑱ 黒川治愿君功德碑（所在地 弥富市五明三丁目）

黒川治愿君功德碑

曰五明。曰小島。並木曾河陽之小邑也。原為伊勢桑名郡。明治十二年。官改屬尾張。併于海西郡彌富村。邑之西南面大江。東北則隔間之川。隣于五之三、鯛浦前ヶ須諸邑。間之川者。亦木曾河支流也。每有積潦。輒憂襄陵。堤防壞決。田廬浸沒。邑民流離。號呼庚癸。其慘狀有不可勝言者。蓋職由危急之際。內禦力彈。外拯途絕。邑之有志者。有見于此。十七年九月。稟請間之川填塞之議。愛知縣令國貞君廉平許之。乃使黒川君治愿。及屬僚伊藤正等。董督土木工。將俟事。會內務省有異議。衆為有沮色。君颺言曰。既得縣令許可。何用踟躇為。倘他日上司之責。予請以躬當焉。辭氣頗厲。衆即感奮而起。畚土輦石。削隆填汚。經營備至。設閘壩於川口兩端。隨時啓閉。俾旱澇向無憂。踰年竣工。而上司不問。爾後。不啻無堤防壞決之虞。如木曾河堤防修築。得以聯合郡費充之。於是乎。邑民始蘇息。莫不歡欣鼓舞矣。今也君亡。憤有宿草。而惠利之浹人心。邑民追慕無諼於懷。君之功德不亦偉乎。君美濃人。官于吾縣。專督土木。最長治水之術。以興利除害為己任。其功績顯著者。不遑擗數。民人景仰。至或立生祠。如間之川填塞。在君則固不過一豹班云。頃者。邑民相謀。醜資勒石。來謁予撰文。予邑人也。即賴其慶者。寧得以不文而辭哉。乃詮叙概略如此。若夫世系行實。詳載墓誌。不敢贅焉。

読み下し文

五明と曰い小島と曰い並びに木曾の河陽の小邑なり。もと伊勢桑名郡たり。明治十二年、官改めて尾張に属せしめ海西郡彌富村に併さる。邑の西南は大江に面し東北は間の川を隔てて五之三、鯛浦、前ヶ須の諸邑に隣りす。間之川はまた木曾川の支流なり。積潦あるごとにすなわち襄陵を憂い、堤防を壞決し田廬浸没し邑民流離して庚癸を號呼す。其の慘狀言うに勝うべからざるものあり。蓋しもととして危急の際に内に禦ぐの力殫き外に拯うの途絶ゆるに由る。邑の有志者ここに見るありて十七年九月間之川填塞の議を稟請す。愛知縣令國貞君廉平これを許し、乃ち黒川君治愿及びその屬僚伊藤正等をして土木の工を董督せしむ。將に事を俟めんとす会々内務省異議有り衆ために沮む色あり。君颺言して曰く、既に縣令の許可を得たり、何ぞ躊躇を用ゆるをせん。他日上司の責予請う躬をもつて此に當らんと辞氣頗る勵し。衆即ち感奮して起ち、上を畚し石を輦し隆きを削り汚みたるを填め、經營備さに至る。閘堰を川口の兩端に設け隨時に啓閉し旱澇兩つながら憂なからしむ。年を喻えて竣工す。而も上司問わず。爾後ただに堤防壞決の虞れなきのみにあらず。木曾川堤防の修築の如きは連合郡費を以てこれに充つるを得たり。是においてか邑民始めて蘇息し歡欣鼓舞せざるなし。今や君亡せて墳に宿草有り。而も惠利の人心に浹ねき邑民追慕して懷に諼ることなし。君の功德も亦偉ならずや。君は美濃の人、吾が懸に官たり。専ら土木を管し。最も治水の術に長じ、利を興し害を除くを以て己の任と為せり。其の功績顯著なるものは擗數するに遑あらず。民人景仰して或は生祠を立つるに至る。間之川の填塞の如きは君に在っては則ち固より一豹班たるに過ぎざと云う。この頃邑民相謀りて資を醜し石に勒せんとし、来たつて余に撰文を謁う。即ち其の慶に頼るもの寧ぞ不文を以てして辞するを得んや。乃ち概略を詮叙する此の如し。若し夫れ世系行實は詳かに墓誌に載せらる。敢て贅せず。

社



黒川治愿功德碑(神明)

明治三十四歳在辛丑八月

檀風學人 服部 轍 撰

佐治為善書并篆額

明治三十四歳在辛丑八月

檀風學人 服部 轍 撰

佐治為善書并篆額